

江東区東雲児童館
指定管理者(候補者)の推薦について

令和7年8月
江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
(児童館・きッズクラブ合同専門部会)

目 次

I	施設の概要	．．．．．	P 1
II	指定管理者（候補者）	．．．．．	P 1
III	選定方法	．．．．．	P 1
IV	選定結果	．．．．．	P 3

《 参考資料 》

選定基準	・ ・
------	---

I 施設の概要

1 施設概要

江東区東雲児童館

所在地	東京都江東区東雲二丁目4番4-102号
設置の目的	児童の健全な育成を図るため。
設置条例	江東区児童館条例（昭和44年3月江東区条例第13号）
設置時期	昭和55年4月15日（平成25年度改築、令和10年度小規模改修予定）

2 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

II 指定管理者(候補者)

1 指定管理者(候補者)の概要

(1) 名称	公益財団法人 東京YMCA（以下、A法人と表記）
所在地	東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号 日本キリスト教会館6階
代表者	代表理事 星野 太郎
従業員数	635名
基本財産	1億円
江東区における事業実績	児童・高齢者総合施設指定管理者 児童館指定管理者 1館 江東きつずクラブ 3施設

III 候補者選定方法

1 公募選定の方法

(1) 第一次審査

応募法人（1法人）による応募申込み時の提出書類について、事業計画書、収支計画書を基に審査を行い、総合的な審査を行った。その結果、配点の6割以上の得点を獲得したため、第一次審査通過とした。

(2) 第二次審査

第一次審査を通過した1法人に対して、現地視察及びヒアリング、プレゼンテーションを行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

2 選定の経過

日 付	会 議 名	内 容
令和7年4月23日	第1回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	募集要項（案）の決定 選定基準（案）の決定 評価基準（案）及び審査手順（案）の決定
令和7年5月12日	第1回公の施設に係る指定管理者選定評価委員会	募集要項、選定基準、評価基準及び審査手順の決定
令和7年5月13日		公募開始
令和7年5月30日		施設見学会
令和7年6月13日		公募締め切り
令和7年7月3日	第2回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	第一次審査通過法人決定
令和7年7月9日		第一次審査通過法人現地視察及びプレゼンテーション
令和7年8月1日	第3回指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会	選定評価委員会に推薦する候補者選定

3 部会員名簿

指定管理者選定評価委員会児童館・きっずクラブ合同専門部会

	職 名	氏 名
部会長	こども未来部長	堀田 誠
副部会長	教育委員会事務局次長	青柳 幸恵
部会員	こども未来部 こども家庭支援課長	松村 浩士
〃	教育委員会事務局 地域教育課長	大田 修一
〃	こども未来部 こども家庭支援課 幹事児童館長	松村 みゆき
外部有識者		

IV 選定結果

1 応募状況

施設見学会参加事業者数 1 法人
 申込み事業者数 1 法人

2 第一次審査の結果(書類審査)

指定管理者（候補者）は以下のとおり表記する。

公益財団法人 東京YMCA A法人

評価項目	合計点	A法人（平均）
I. 受託する姿勢や意欲	10	8.8
II. 受託施設の運営に関する考え方	40	29
III. 区民サービスに関する考え方	140	109
VI. 児童館事業の運営の考え方	60	45.8
V. 江東きつずクラブ事業について	30	24
VI. 受託施設における地域との関わり に対する考え方	40	31.2
VII. 開設前の準備	5	3.6
VIII. 法人の運営状況	65	43.8
IX. 特記事項	10	9.2
合 計	400	304

3 第二次審査の結果(プレゼンテーション・ヒアリング)

評価項目		合計点	A法人(平均)
Ⅰ. 施設視察	1 施設の環境	50	38.8
	2 利用者への働きかけ	20	17.2
	3 衛生環境	40	31.6
	4 安全管理	20	16.0
	5 個人情報保護	20	16.8
Ⅱ. プレゼンテーション	1 経営理念・運営方針	60	48.0
	2 法人の運営体制	60	45.6
	3 施設運営	120	90.4
	4 地域共生社会の推進	60	46.8
	5 計画の実現性	50	40.8
合 計		500	392

4 総合結果

評価項目	合計点	A法人
第一次審査	400	304
第二次審査	500	392
合 計	900	696
評価段階		B

5 専門部会としての意見

	応募事業者	専門部会としての意見
A法人	公益財団法人 東京YMCA	指定管理導入当初より本児童館を運営しており、既存事業の継続性や、利用者対応など安定した事業運営が期待できる。また、法人ならではの特色ある行事・イベントプログラムやその運営における意欲が評価された。

※専門部会の書類確認(一次審査)及び現地視察(二次審査)において、個人情報保護対応を審査項目としており、個人情報管理状況を次のとおり確認した。

- ・一次審査において、個人情報に関する規定や職員に対する研修の実施等が適切に整備・実施されていることが確認されたことから、当該項目について約8割の得点となった。
- ・二次審査において、カメラを持ち出す際に管理簿への記録を行っていること、個人情報を含むデータ加工は事務所内のパソコンのみとし、パソコンは施錠可能なキャビネットで保

管していること、個人情報書類等の保管状況（施錠可能なキャビネットへ保管）を定期的に複数名で確認していることから、概ね良好に個人情報保護対応が図られていることが確認されたため、当該項目について約 8 割の得点となった。

以上のとおり、専門部会としては適正な審査を実施したが、専門部会終了後、現指定管理者である当該応募事業者が受託している「江東きつずクラブ東雲児童館」において、個人情報を保存したデジタルカメラの紛失事案が判明した。

本事案は、上記の対応を講じていたにもかかわらず、カメラ持ち出し時の職員の不注意により発生したものである。これを受け、法人からは速やかに「持ち出し時のカメラを身体にネックストラップで付帯する」等の具体的な再発防止策が策定され、より厳格な運用による管理体制徹底を図る方針が確認された。

6 財務状況審査

	応募事業者	専門部会としての評価
A法人	公益財団法人 東京YMCA	

詳細は別紙「財務状況診断」のとおり（P 6）

7 外部有識者への意見聴取

（１）児童館

氏 名

略 歴

意見等：P 7 参照

令和7年8月1日

江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会
児童館・きッズクラブ合同専門部会 部会長殿

江東区東雲児童館指定管理者における指定管理候補者の推薦について

表記の件について、次のとおり意見を付します。

公募期間や周知方法は、募集要項に基づいて適切に実施されている。財務状況審査については、専門家の判断を仰ぐなどして正しい手順を踏んでいる。また、第一次、第二次審査共に、選定基準に基づき、適正に行われている。

推薦される法人は、評価段階はBではあるが、8割に近い審査得点であり、その他評価基準において不十分な点はなく、堅実な運営が期待できる。

今回推薦される法人は、指定管理者の導入当初より本児童館を運営しており、十分に地域との信頼関係が築けている。また、現行の運営の引き継ぎ、事業の継続性とともに問題なく、地域社会等から高い信頼関係を築きながら運営していくことが期待できる。

総合的に高い評価であり、安心して運営を任せられる反面、長期間同一法人が継続することで緊張感の減少や緩慢な運営体制になることもあるので、定期的な自己評価や第三者評価の活用と、適切な人事考課を行うなど、しっかりと対応していくことが必要である。

今年度新たに改正・施行された児童館ガイドラインでは、こどもの居場所づくりやこどもの権利擁護、性被害防止に適切に対応できるよう体制構築が求められている。法人にはこれらのこどもを取り巻く環境や社会情勢を踏まえて、今後の事業運営を行っていただきたい。

また近年、こどもの権利を侵害する事例が全国的に報道されており、運営法人に対しては、コンプライアンス順守の一層の徹底を図られたい。

氏名

江東区東雲児童館選定基準

指定管理者の候補者の選定に当たっては、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条の規定により、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める法人等を選定することとなっている。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) その他区長等が必要と認める事項

当該条例の定めに従い、今回、応募された申請については、次の項目に基づき審査を行う。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること
- (2) 児童館（江東きつずクラブ含む）の効用を最大限に発揮するものであること
- (3) 児童館（江東きつずクラブ含む）の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること
- (4) 児童館（江東きつずクラブ含む）の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること
- (5) 児童館及び江東きつずクラブの一体的な管理運営が可能であること
- (6) 児童館（江東きつずクラブ含む）の事業計画が区の方針を理解したものであること
- (7) 児童館（江東きつずクラブ含む）の事業計画が地域の特性を理解し、地域と連携したものであること